

本会議のあらまし

令和6年館林市議会第4回定例会は、12月6日から19日までの14日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案は追加議案も含め14件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意承認、可決されました。

また、本会議最終日には、請願4件の審議、邑楽館林医療企業団議会議員・館林衛生施設組合議会議員・館林地区消防組合議会議員の選挙が行われました。

人事案件

▽固定資産評価審査委員会委員の選任についてII固定資産評価審査委員会委員の浅見哲雄さん（尾曳町）の任期が、令和7年1月25日をもって満了となることから、新たに丸岡茂樹さん（本町二丁目）を選任したいとして、地方税法の規定により、議会に対し同意を求められたもので、選任につき全員一致で同意されました。

条例の制定

▽館林市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例II平成29年4月に稼働を始めた「たてばやしクリーンセンター」の建設工事に伴い発生し、一般廃棄物最終処分場に仮置きしている産業廃棄物である「廃棄物混入土」について、併せ産廃処理として埋立処分するためには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、生活環境影響調査の結果を記載した報告書を添付して、群馬県へ変更手続を行う必要がある

こと。また、同法の規定において市の条例で定めるところにより、当該報告書を公衆の縦覧に供し、利害関係者が意見書を提出する機会を付与しなければならぬことから、縦覧手続及び意見書の提出について必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものです。

条例の主な内容については、手続の対象となる施設の種類をはじめ、縦覧の場所及び期間、意見書の提出先及び提出期限、環境影響評価との関係のほか、施設を他の市町の区域に設置する場合などにおける他の市町との協議について定めるもので、全員一致で可決されました。

条例の改正

▽館林市立保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例II障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴い、必要な改正を行うものです。改正の主な内容について

は、「入園の不承諾」の規定を削除するもので、具体的には、本条例の第6条において、入園を希望するお子さんが「感染性疾患を有する場合」、「身体虚弱のため保育に堪えない場合」、「精神病又は悪癖を有する場合」に該当するなど、日常の園生活や保育に耐え得る状態でない場合には、市長は「入園を承諾しないことができる」ということを定めているが、この第6条全体を削除することで、今回の改正趣旨のとおり、不当な差別的取扱（差別的表現）について見直しを行うほか、条ずれ及び文言を修正するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

追加議案

▽館林市職員の給与に関する条例及び館林市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例II国家公務員の給与改定を踏まえ、本市一般職の職員の給与の改定を行うものです。

改正の主な内容については、まず、給料月額を、若年層に重点を置いて本年4月1日に遡及して平均3.4%引き上げる。また、本年12月期に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引上げ、令和7年度以降については、6月期と12月期の期末手当の支給月数が均等になるよう配分する。また、扶養手当、通勤手当等について、国家公務員に準じて額の改定等を行うほか、一般職の任期付職員について、国家公務員の例により所要の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市特別職の職員の期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例II本市職員の期末手当及び勤勉手当の改定に準じて、本年12月期に支給する特別職の期末手当の支給月数を0.10月分の引き上げ、令和7年度以降については、6月期と12月期の期末手当の支

